

學界展望

宋代の佃戸と主客戸制

嶋 居 一 康

宋代の主戸客戸問題は、加藤繁氏の提起以來、すでに約四十年に及ぶ研究史を有している。しかしこの問題は地主佃戸制の問題として追求されてゆく過程で、主戸・客戸・地主・佃戸等の諸概念の混同をもたらし、現在のところ研究者の間で共通に確認しうる概念規定をもちあわせていないし、また宋代の地主佃戸關係の中國史における位置づけもまだはつきりとはしていない。この問題にかんする研究史を綜括した最新のものは、柳田節子氏のそれであるが、氏は從來の諸説を整理したのち、

以上の如き諸見解は、それぞれの史料的根據をもっているだけに、ただちに一つの結論のみに傾斜してしまふことは避けなければならぬ。

と述べている。たしかに、宋代の主戸客戸問題を地主佃戸關係や鄉村制、或いは科擧制等との關連において體系的・綜合的に把握するという課題については氏の現状認識のとおりであろう。しかし筆者は主客戸問題についてはのみに言え、現段階においてすでに共通の確認點が提示されていると判断している。しかも、その確認すべき點とは、最初に加藤氏が示した主戸・客戸區分の基準そのものに他ならないと思つてゐる。ただし、地主佃戸關係（加藤氏は地主小作關

係と呼ぶが）について加藤氏が打ち出した方向については、のちの諸氏の研究によつて修正されており、この二つの問題ははっきり分けておきたい。したがつて、主客戸制については加藤説への回歸が現在要請されており、これをはつきりとふまえてこそ地主小作關係の展開、鄉村制の形成等といった問題にもせまりうるのではないか、というのが筆者の現状認識と展望である。

以上の見通しによつて從來の諸氏の見解を整理してみたい。まず、加藤氏は、主戸と客戸を分つ基準は不動産（田宅）の有無にあるとし、次いで、おそらく主戸の大多數は地主で客戸の大多數は小作人であろうと推測して、主客戸數の比率から地主小作制の普及をよみとらうとした。これをうけた北山康夫氏は、北宋期の主客戸統計を分析し、主客戸比率がほぼ二對一と安定している事實から、地主小作制の安定という結論を出した。

加藤氏が提示した主客戸區分の基準は、原文のまま引用すると次のとおりである。

宋代に於いては明かに不動産の有無に依つて主戸客戸を區別したので、主戸の大部分は土著の民であつたらうけれども、而も土著の民と雖も産を失へば客戸に編入せられ、又た客戸は主として外

來の民ではあつたらうが、田宅を得れば主戸の列に加へられた。また氏は兩税を負擔したのは主戸であつて客戸は負擔しなかつたとしている。のちに柳田氏や草野氏によつて指摘された「有田無税」の客戸や、「有田納税」の客戸の存在については、史料解釋の誤まり等の問題點が指摘されているので、加藤説を修正するには至つていない。

加藤氏の説で問題とすべき點は、地主小作制の把握に際してとられた方法論にあった。土地所有者の大部分は地主であり、土地を所有しない者の大部分は小作人である、という判断は、方法論としては數量的な推測にすぎない。氏の方法論をそのまま繼承した北山氏が、宋代における地主小作制の安定という結論を出したのはそのためである。史料の多くは周知の如く、決して宋代の地主小作制が安定してはいなかったことを示している。ただし加藤氏は地主小作關係として把握したのであって、地主佃戸關係としての把握は行なわなかつた。このことはきわめて重要なことだと思われる。土地を所有する者と所有しない者との間に地主小作關係が成立しうるのはたしかであり、この限りにおいて、主戸は地主であり、客戸は小作人である。しかしまた氏自らもいうように「但し主戸が總べて地主であつたのではなく、客戸が悉く小作人であつたのではないことは云ふまでもない」のである。都市の坊郭戸も主客に區分されたことは氏も指摘している。

ところが、周藤氏は、宋代の戸口統計上の客戸は必ずしも「佃戸（小作人）」ではなく、雇傭人がかなり含まれており、漏戸も多しこと、また、主戸の中にも地主以外に自作農や自作兼小作農がいたことを實證した上で、したがって兩者の比率から地主佃戸關係の普及をよみとることは危険である、とした。主戸・客戸の中にそれぞれ地主・小作人以外の階層の者が含まれていたことは加藤氏もすでに述べたところであり、結果として周藤氏はこれを具體的な史料によつて實證したわけである。しかしこの時、加藤氏が使用しなかつた「佃戸」の概念を周藤氏は「小作人」の概念で理解したため、客戸の中に含まれる雇傭人や、主戸の中に含まれる自作兼小作とい

つたものを、主戸∥地主、客戸∥佃戸としてはとらえきれない「例外」と見なしたようである。氏のこの方法論は、最近に至るまでの氏の佃戸の理解に一貫しているもので、佃戸は土地をもたず、從つて戸籍上は客戸であるというとらえ方を變えていない。これは最近佐竹靖彦氏が指摘しているように、「同一でないものは例外である」という論理で把握したところにそもそも問題が含まれているのであつて、具體的な史料において事實と矛盾してしまふのである。

例えば『元豐九域志』に客戸數を載せていない有名な浙西秀州の場合がそうである。秀州に限らず、浙西地方や一般に地主佃戸關係が發展している地方では、見わたすかぎり佃戸であるような地方であるが、戸口統計の上では、主戸數に比べて客戸數がきわめて少ない、つまり總戸數のほとんどが主戸であるような地方である。周藤氏は、のちにふれる草野氏が、「客戸はみな兩稅負擔者であり、佃戸は戸籍から全くはずされていた」とする説を批判した際、「佃戸は土地を持たないのであるから、戸籍では主戸でなく客戸となる」とする。そうすると、これは見わたすかぎりの佃戸、戸籍上壓倒的多數の主戸、という事實と全く矛盾してくる。これは、筆者の考えでは、周藤・草野兩氏ともに佃戸の把握の論理の中にすでにこのような矛盾をもたらす原因が含まれていた結果だと言わざるを得ない。

周藤氏は草野説を批判した際、「私は宋代の客戸についてはやはり加藤氏の説に稍近い説をとつてゐる」と注で述べている。「稍近い」と氏が言われるのは何を基準にしてのことか筆者にはわからないが、周藤氏のこれまでの諸論文に一貫する論旨からして、「客戸は兩稅を負擔しない」という點においてのみ加藤説を修正する必要はない、つまり「客戸が兩稅を負擔する」という草野説は誤まりで

ある、とするにとどまるようである。佃戸について「土地を持たない（従つて兩税を負担しない）」としているのは周藤氏自身の判断であつて加藤説とは無關係である。「稍近い」としているのはそのためだと推測される。ただし、客戸が兩税を負担する、とした草野説が明らかに誤まりであることは、多くの研究者によつて指摘されている。

ところで周藤氏の立場をひきつゞ形で主戸客戸問題にとりくんだ柳田氏も、やはり周藤氏の「佃戸」の概念に引きずられて、加藤氏という地主小作關係を地主佃戸關係と同一視した。そのため周藤氏の説を研究的に位置づける際に「戸口統計上の客戸を佃戸とみて、兩者の比率から地主佃戸關係を考察することは妥當でないことが明らかにされてきた」としているが、戸口統計上の客戸を佃戸とみたのは實は加藤氏ではなく、周藤氏であつた。加藤氏は客戸が佃戸だとは一言もいわなかつた。つまり周藤氏が主客戸統計から直接に地主小作關係を考察することの危険性を指摘したのは重要だつたのだが、その前提となつた主客戸の區分基準の把握と佃戸の把握のしかたには問題が残されていたのであつて、柳田氏はこのことを見過ごしたものと思われ。

周藤氏は、主戸は土着戸、客戸は他郷より移住の戸という區別を立て、主戸の中には地主・自作農・自作兼小作農が含まれ、客戸の中には浮客・佃客・莊客・雇傭人・隸農などが含まれる、とした。ここから客戸は必ずしも佃戸（≡小作人）に限らず雇傭人も含む、とした。この時、周藤氏は、加藤氏による、主客戸の區分は不動産の有無を基準としたという説に對して、土著が僑寓かをその基準として設定しなおいし、主客戸の存在形態の分析をこの基準によつて行

なつたらしい。らしい、というのは、實は加藤氏が立てた不動産の有無という基準は、先の引用文のとおり、すでにそのうちに土著・僑寓の別も含んでいたもので、實際問題として主客戸區分の基準は周藤説によつて變化したのではなかつたからである。

しかしこの基準のとりかたの違いは重要であるとして、主客戸問題に新たな方向性をもたせたのは中川學氏であつた。氏は同時期に出された草野氏の説をもふまへながら、それまでの研究史の綜括と展望を行ない、

客戸は小作人（佃戸）と雇傭人をふくむ、とする周藤氏の新見解（傍點筆者、以下同。實は新見解ではない）は、主戸・客戸の區別の一次的基準を不動産の有無・ Δ 稅產基準 ∇ にもとめる加藤氏にたいし、それを土著・流寓の別・ Δ 僑寓基準 ∇ にもとめることによつて成立したのであるが、この新しい基準にもとづいて、さらに、客戸のなかには「有田無稅戸」も存在したことを論ぜられるのが柳田節子「宋代の客戸について」（史學雜誌六八一四、一九五九）である。

とした。中川氏はこの時「稅產基準」と「僑寓基準」のちがいを強調し、主客戸基準は「僑寓基準」から「稅產基準」へと時代的に變化していく、という展望を打ち出していた。主客戸制を兩稅法原則との係り合ひで理解しなければならぬとする方向を打ち出したのである。なお柳田氏は本來無產であつた客戸がやがて兩税を負担するようになるまでの間に、邊境荒蕪地において、未耕地・荒閑田を開墾しつつ國家の兩税以外の諸負擔をしている「有田無稅」の客戸がいた、として周藤氏のいう「佃戸」や雇傭人の他にこの「有田無稅」の客戸を含ませることによつて、戸口統計上の困難な問題——先

進地ほど客戸率が低く、邊境ほど客戸率が高いという、佃戸―客戸ととらえた際に生ずる矛盾―を、地域差の尺度をとりこむことで解決しようとしていた。しかしこの「有田無税」の客戸の存在は、中川氏が方向づけたように、「僑寓基準」から「税産基準」への變化のなかで生み出されたものではなかった。柳田氏が引用した史料は、京西路には有田無税の戸が多いから、五等に分けて税をとるべきだ、しかし州縣がそうしないから國家の收入は確保されない、という趣旨のものであって、これは國家の客戸把握が「僑寓基準」から「税産基準」へと變化したことを示すものではなかった。しかもこのような「有田無税」の戸は邊境開墾地における客戸の一存在形態であって、これだけによって客戸の基本性格を規定するための論理を獲得することはできなかった。

他方草野氏は、佃戸との混同を避けるために、客戸を戸籍上の客戸に限定してとらえるという方法論のもとに、客戸とは荒田を開墾して正税の負擔に堪え得るようになるまでの、荒税納入期間の復業新來の「有産納税戸」と規定し、これをさらに發展させて、客戸は僑寓の有産戸であり、主戸と同じく田産を所有し、兩税を負擔する、とした。氏は中川氏の問題提起をうけて、土著・僑寓の別で分けられた客戸が、やがて田産を所有して兩税を負擔し、次第に土著・僑寓の基準が失われてゆく過程を「資産對應・現居地課税」の兩税法原則の貫徹してゆく過程としてとらえた。ただし客戸が兩税を負擔したという氏の見解は、史料の誤讀から生じたものであることが、岡本雅博氏や周藤氏その他によって指摘されていることは前にみたとおりである。

柳田・草野兩氏は、ともに客戸をいわば過渡的な形態において把

握したものである。その意味では中川氏の問題提起を發展させたわけである。しかし、柳田氏のいう「有田無税」の客戸の存在はあくまでも違法であったし、草野氏の「有田納税」の客戸は實際に史料に見えないばかりでなく、客戸と主戸との兩税賦課対象としての區別は一體どうなるのかという問題を殘した。草野氏はこの矛盾を處理するため、佃戸を次のように規定した。すなわち、佃戸は戸籍に登録されない主戸下の戸である、と。たしかに戸籍にはあくまでも主戸・客戸として記載しており、戸籍上には佃戸は存在しない。しかし氏のように處理すると客戸と佃戸の關係に矛盾が生ずる。實際には佃戸として表現される客戸が多く史料に見えている。また、佃戸が獨立の戸名を持たず、主戸下の戸として存在したとすると、佐竹氏が疑問視しているように、なぜこの時期に戸下戸の制度が發達せず、主客戸制が行なわれたのか。これは最近草野氏が精力的に研究を進めて來た佃作形態の分析・類型化による宋代莊園制否定論の立場が、根底から否定されてしまうのではないか。

筆者は中川氏の問題提起以來、柳田氏や草野氏がうけついだ方法論―僑寓基準から税産基準への變化の過程において客戸をとらえる―そのものに問題があったと考える。また、主客戸制が地主小作關係との關連でこのような混亂状態を生み出した原因は、主客戸の區分基準を明確にしないまま、例外を設けつつも客戸―佃戸ととらえた周藤氏の方法論にあったと思う。

そもそも、國家の税役賦課のための戸籍上の制度である主戸客戸制と、現實に鄉村で展開していった地主佃戸關係とは、原理的には別の次元でとらえるべきではなからうか。そうしなければ、主戸客戸制をもたない、例えば明清の地主佃戸關係はどう把握するのか。

或いは、客戸の語は三國魏以來諸史料に見えるし、元初にまで及んでいるのだが、このことと宋代の地主佃戸關係とはどう關連づけるのか。加藤氏以來のこの分野における、長期にわたる、しかも複雑な経過をたどってきた論争史は、この二つの問題を、周藤氏が宋代莊園制説の立場に立った上で、農奴的莊民としての「佃戸」という範疇によって媒介させてしまったことに、その混亂の原因があつた、と言つては言い過ぎだらうか。

すでに述べたように、加藤氏が立てた主客戸の區分の基準は不動産の有無にあつた。田宅をもつ者が主戸であり、持たざる者が客戸であつた。郷村のみならず、都市の坊郭戸においてもそうであつた。土著か僑寓かはこの場合直接には問題とされなかつた。もとは客戸であつても田宅を得れば主戸となる。主戸となればどこからやつてきたかは問題にする必要はない。國家は兩稅賦課の對象として確認し、收奪するにすぎない。逆にもとは主戸であつても諸種の事情で無産化した場合、居住地にとどまつておれば客戸籍に移されたであらうし、他郷に流寓すれば、そこでは外來者として（この段階では當然無産者である）客戸籍に登録されどこからやつてきたのかということも記載された。土著・僑寓の別を第一次的な基準としていはば國家の稅役賦課は現實問題として不可能であつて、國家は現實には全人民を不動産の有無によつて主戸客戸に區分し、その場で兩稅を賦課することによつて收入を確保しなければならなかつた。土著・僑寓は不動産の有無と、いわば副次的に對應する現象としてしか意味がない。土著・僑寓の別にいちいちこだわつては賦課收入を確保できない事態にたち至つた八世紀後半の時点において、まさしく兩稅法への轉換が行なわれたのではなかつたのか。「兩稅

非論土著・客居、但據資產差率」（『唐會要』卷八五、定戶等第、元和十五年二月敕）、或いは「戸無土客、以見居爲簿、人無丁中、以貧富爲差」（同卷八三、租稅上）という兩稅賦課の原則は、土著であろうが客居（＝僑寓）であろうが資産に對應して稅を賦課するという資産對應の稅役原則と、土戸であろうが客戸であろうが見居地で戸籍に登録するという現住地主主義の戸籍原則とである。兩稅法原則は本來的に土著・僑寓の別を問題にしていないのである。

以上によつて、周藤氏の新しい基準——すなわち土著僑寓の別——を第一次の基準とし、これが次第に稅產の有無という基準へと變つていったとする中川・草野氏らの方法論は事實問題としても説得力を缺くものと言わざるをえない。

さて、主客戸を分つ基準が土著僑寓の別ではなくて一貫して不動産の有無であつたとした場合、佃戸はどう把握すべきであらうか。筆者は先に述べたように、主客戸制度は稅役上の制度であり、地主佃戸制或いは地主佃戸關係をとふつう言われているのは、地主＝小作という生産關係であつて、原理的には別の次元の問題として把握すべきだと思つている。しかしこのことは主客戸制と地主小作關係が全く無縁の間柄にある、ということを意味しない。むしろ、主客戸制という國家の稅役賦課のための制度と、地主小作關係という現實に展開しつづける生産關係が、いわば上部構造と下部構造との對應關係として歴史的現實を形づくつていった、と見てゐる。

周藤氏は加藤氏が主戸の大部分は地主であつたとされたのに對し、主戸の中には地主や自作農・自作兼小作農もいた、として加藤説の修正を行つたかのように思われたのであるが、實は加藤氏は、

要するに主戸の中には色々のものが含まれて居たのであるが、主戸の大多數は自作農であり、——主戸の所有地の大部分は地主の所有地であつたであらうけれども——客戸の大多數は小作人であつたに相違あるまい。

と述べていたのであつて、田宅所有者を主戸とする氏の基準に従う限り、加藤説を修正する必要はない。問題は自作兼小作の主戸の扱いである。加藤氏によれば「客戸の大部分は小作人」とされるが、小作人||佃戸とした周藤氏は「客戸の中には佃戸||小作人」以外にも雇傭人を含む」として、客戸||佃戸ではとらえきれない階層の者もいる、というふうに加藤説に修正を加えたのであつた。しかし周藤氏の論理では、自作兼小作の主戸は主戸ではあるが、佃戸||小作人||ではない、ということになつて、事實問題としてこの主戸が地主との間に結んでゐる小作關係が脱落してしまふ。先に兩浙地方の例で見た氏の論理矛盾は、この點から出發してゐると思われ。つまり、「小作人は佃戸である」という時、たしかに地主の土地を小作して租米（小作料）を納入しているという關係においては、小作してゐる農家は佃戸である。しかし一般に小作してゐる農家のうちには、一定の生計は維持しうるが、その再生産のためには不足分を小作で補う者もあれば、ほとんど小作にたよつて生計を維持しつゝもわずかながらの田宅をもつ者もあり、あるいは宅地だけの者もあり、或いは田宅をもたず耕牛・農器具等をもつ者もあり、或いは全く無一文の者もいるのである。草野氏は最近の佃作形態にかんする諸研究において、土地・耕牛・種糧その他の持ち分に對應して、政府・地主と佃戸との間に、租種・租佃・合種・附種等の諸形態が存在したとしてゐるが、この成果は貴重だと思ふ。ただ氏は

「佃」の語義は「つくだ||つくりだ」であり「佃戸」は農耕に従事する者一般を指し、その實體としては地主・小作人兩者を含みうるとし、さらに「佃戸は主戸下の戸であつて戸名を持たぬ」として論理矛盾を引きおこした。戸下戸云々は氏の客戸理解の誤まりから生じたことは先に述べたが、「佃」の語義は氏のいうとおりであろう。ただし實體としては當時の社會通念として全く生産から遊離した地主や、小作關係を持たない自作農を佃戸とは呼ばなかつたであろうから、これを佃戸と呼ぶかどうかはともかくとしても、自己の所有地がありながら（すなわち主戸であつて）他に地主の土地をも耕作してゐる自作兼小作農は明らかに佃戸である。また自己の田宅を持たぬ客戸や雇傭人が地主の土地を耕作していれば當然ながらも佃戸である。周藤氏が佃戸の範疇に含まれるとして諸史料から檢出された租戸・種戸・客戸・佃客・莊客・地客・火客・佃僕・傭人等のうち、佃戸を除いて客戸以下は戸籍上は客戸とされたらうが、租戸・種戸のうちには自作兼小作が含まれており、戸籍上は主戸であつた可能性が強い。⁶⁾

よく引用される史料であるが、『宋會要』食貨六六、免役に載せる保伍法の一甲毎の記載様式は、

○某人係上戸、見係第幾等戸、曾不應役、人丁若干、

○某人係下戸、作何營運、或租種是何人田畝、人丁若干、

○某人係客戸、元係何處人氏、移來本郷幾年、租種是何人田地、人

丁若干、

○某人係官戸、是何官品、曾不係析戸、

とあり、人の田畝を租種する下戸（下等の主戸）がいる。また下戸については「何の營運を爲しているか」をも明らかにすることが定

められており、農業以外の經營に従事する主戸の存在を確認しうる。なお、下戸にかんしては、これもよく引用された史料であるが、『朱文公別集』巻九、取會管下都分富家及關食之家には、下戸を「作田」「不作田」「作他人田」の三種に分類している。かれらは戸名をもっている。草野氏はこれらのうち最後の「作他人田」のみを客戸とし、客戸は戸名をもつが佃戸は戸名をもたない、としたのであるが、この説には何の根據もなかった。「作他人田」はまさしくこれが佃戸であることを示しているのであり、しかも主戸なのである。また、ここにも「不作田」の下戸が擧げられており、先の史料に「作何營運」と問われた下戸と同じく、農業以外の經營に従事している主戸の存在を確認しうる。

以上により佃戸の概念規定は次のようになるであろう。すなわち小作を行なっている限りにおいて主戸であろうと客戸であろうと小作農家なのであるから、「地主との間に小作關係を結んでいる戸」がすなわち佃戸である。先の浙西秀州の例をいま一度見るならば、方回は見わたす限り佃戸であるといひ、元豊九域志には客戸の記載がない。また一般に、地主小作關係が廣範に展開していく佃戸の多い、いわば宋代の先進地帯では客戸の率が低く、主戸の率が高い。このことはこれらの地方では佃戸の多くが主戸であつたとしか解釋しようがない。

なお佐竹氏は、先進地域の佃戸の多くは無産であろうとした上で、しかも客戸が少ないのは、地主が一人客戸から有産化した佃戸を主戸とし、これを再收奪して無産化させ、戸籍上は主戸としておいたのだ、と解釋している。これは、少し長くなるが原文のまま引用すると、

宋初、ことに華北地帯を中心に重要な役割を果した主客戸制度は、地主的な大土地所有の確立、展開の中で、次第にその果す役割をかえていったのであり、こうした變化をもたらしした主要因こそ、自己の小經營を確立しつつあつた佃戸の成長、その反抗的團結であつたろうと思ふ。南宋以後客戸制度があまり重視されなくなるのも、このためであり、いわゆる先進地域では北宋朝から、主客戸制度はその基盤にある地主佃戸關係と照應しなくなりつつあつたのではないか。地主側も、客戸制度に固執するよりは、粒々辛苦の中で、一旦土地を獲得した佃戸に對しては、これを主戸として、稅役收奪と債務による收奪等を通じて、再びその土地所有權を奪いながら、戸籍上は主戸としておく、いわゆる產去而稅存の状態をめざしはじめたものと思われる。

とする氏の假説をふまえての解釋である。この假説の論理構造が適當なものかどうかについては現在の筆者にはこれを批判的に検討しうるだけの能力はない。ただし、氏が「自己の小經營を確立しつつあつた佃戸」として想定する佃戸は、無産の客戸が土地を獲得してゆく過程においてとらえられる佃戸なのであるか、それとも、一人獲得した土地を再收奪しようとする地主との鬭争の姿においてとらえられる佃戸なのであるか、或いは兩者ともを含めた形での佃戸なのであるか。

つまり「自己の小經營」というとき、これは無産者の小經營なのであるか、それとも有産者の小經營なのであるか。氏が佃戸の中に下戸を含めているかどうかはわからないが、かれらの多くがもとは無産者であり、一人は土地を獲得して主戸とされ、また無産化した、という事態は起りえたかも知れない。しかしこのような

事態の進行が先進地帯に於ける地主佃戸関係の展開の基本的な方向として位置づけられるとするならば、宋朝政權は無産者から兩稅收率を行なわないという兩稅原則を放棄したことになるのだろうか。かれら無産の佃戸が、戸籍上は主戸とされているからという理由で（たとえ戸籍上の主戸という虚構が佃戸の土地所有へのエネルギーを地主層が吸収したものであったにせよ）兩稅負擔をせねばならないとすれば、かれらは抗租鬪争に際してこの虚構を追求しなかつたのであろうか。これが虚構でなく實質的に主戸であったとすればかれら佃戸は無産ではない。

筆者は佐竹氏の假説の論理構造をまだ充分に理解しきれていないので、或いはピントはずれの疑問点を提示したにすぎなかつたかも知れない。しかし氏の場合にも佃戸の多くは無産であらうとして、無産の主戸は先進地帯における特殊例であつて、一般には佃戸||客戸であるのとらえ方を捨てていないように見受けられる。たしかに無産の佃戸は客戸として廣範に存在したのであるが、先進地帯の佃戸の場合には、客戸が少ないのであるから佃戸の多くは主戸であらう。また、この主戸は氏のように必ずしも無産であるとはえざる必要はないと思う。たとえわずかでも自己の田宅をもっている主戸を佃戸とすれば、戸籍上は主戸とするが實際は無産であるという状態を、先進地域に支配的な佃戸の存在形態として設定しなければならぬ。佐竹氏は、主客戸制は地主佃戸関係を法制的に反映したものであるとの假説をたてているが、筆者は客戸の存在そのものが、唐宋において地主小作関係の展開のデコとして働き、これを主客戸制として制度化し五等戸制に整備した北宋前期以後、本格的に展開しは

じめた地主的經營を壓迫してゆくようになって下戸層の没落が始まり、下戸の佃戸化が廣範に展開していったというふうに考えている。氏のいうように地主層の主客戸制に對する固執の仕方が變つたかどうかは何とも言えないが、主客戸制は宋朝政權がその權力の支持基盤としての主戸層を確保するために固執しつづけた制度である。地主佃戸関係との關連でとらえるならば、地主層が、全國平均値としては主戸に對して一の割合で廣範に存在する客戸を、いわば兩稅負擔のない、自由な勞働力として吸収しつづつ經營を擴大し、これがやがて中小經營を壓迫してゆく際のデコとして作用した、と思われる。佃戸のとらえ方と、宋朝政權の性格―地主政權と規定すべきか否か―、主客戸制の成立過程等の諸點で氏と見解を異にする部分もあると思われるが、筆者としては佐竹氏の問題提起を繼承しつつ、主客戸制と地主佃戸関係の問題にかんする今後の展望をきりひらいてゆきたいと思つている。

註

- ① 岩波講座『世界歴史』九 中世三、五『鄉村制の展開』、一九七〇
- ② 『宋代の主客統計』（『史學』一二二―一二三、一九三三）、『支那經濟史考證』所收
- ③ 『宋代の土地所有形態』（『東洋史研究』二二―二、一九三六）
- ④ 『中國土地制度史研究』一九五四刊所收の「唐宋五代の莊園制」「宋代の佃戸制―奴隸耕作との關連に於いて」「宋代の佃戸、佃僕、傭人制―特に宋代の佃戸制の補正を中心として―」等一九五〇年前後の一連の論文、及び『史學雜誌』四四―一一、一九五三

⑤ 『東洋學報』五三—三、一九七一の〈批評と紹介〉における周藤吉之著『宋代史研究』（東洋文庫論叢五〇、一九六九）所收「宋代浙西地方の團田の發展——土地所有制との關係——（補論を含む）」についての佐竹氏の批判。なお周藤氏のこの論文については草野氏が「一九六六年度の歴史學界——回顧と展望——」（『史學雜誌』七六一五）で扱ったもので、周藤氏は草野説への反批判を補論として納めた。

⑥ 魏了翁『古今攷』卷一八附論班固計井田百畝歲入歲出にみえる方回の言「予往在秀之魏唐王文政家、望吳儂之野、茅屋炊煙、無窮無極、皆是佃戶」。また『元豐九域志』によれば、兩浙路においては、客戶數の主戸數に對する比率は、秀州〇・越州〇・〇二、婺州〇・〇六〇、湖州〇・〇七二、蘇州〇・〇八七等、極めて低率であり、兩浙路平均値〇・三二〇も全國平均〇・三強を下回っている。

⑦ 前掲『宋代史研究』所收「王安石の免役錢徵收の諸問題」參照
 ⑧ 客戶が兩税を負擔したとすると、『宋會要』食貨、戶口雜錄、大中祥符四年正月四日の詔に「諸州縣、自今招來戶口、及創入人中開墾荒田者、許依格式申入戶籍、無得以客戶增數、舊制縣吏能招增戶口、縣即申等、乃加其俸緡、至有客戶者、雖登于籍、而賦稅無所增入、故條約之」とある記事を解釋できない。これは客戶をいくら戸籍上でふやしても兩稅收入を増加できないから、客戶であるのを主戸と偽って登録してはならないという内容を示している。従って客戶が兩税を負擔したと見ることはできないのであるが、この史料によって草野説を批判した岡本雅博氏は「宋代の戶口統計上の客戶について」（『東方學』二八、一九六四）にお

いて、客戶の主戸籍への移籍はあり得ない、としたのは誤りである。客戶であるものを偽って主戸とすること、客戶が田産をもてば主戸籍に入れられることは別である。そうでなければ、『宋文鑑』卷百六、呂大鈞の民議に、「爲國之計、莫急於保民、保民之要、在於存恤主戸、又招誘客戶、使之置田、以爲主戸、主戸苟衆、而邦本自己」という記事と矛盾する。客戶が外來戸だけしか指さなかったとする岡本氏の説は、佃戸をどう説明するのだろうか。

⑨ 柳田節子「宋代の客戶について」（『史學雜誌』六八—四、一九五九）

⑩ 『東洋學報』四六一—二、〈批判と紹介〉「唐宋の客戶に關する研究」一九六三。氏の「唐代における均田法・租庸調法の反復公布と括戶政策」（『一橋研究』九、一九六二）においてその出發點が示されており、これはやがて「唐代の客戶による逃棄田の保有」（『一橋論叢』五三—一）へと發展していった。

⑪ この地域差の觀點は「宋代土地所有に見られる二つの型——先進と邊境——」（『東洋文化研究所紀要』二九、一九六三）でさらに展開されたが、地主佃戶關係發展の基本方向が明確にされぬままに行なわれたため、身分的隸屬の強弱、土地の一圓性と分散性その他の指標の統一的把握に至らず、説得力を缺くものとなった。

⑫ 『宋會要』食貨七〇、賦稅雜錄、政和二年九月二十八日の條に「京西路計度轉運使王璠言、本路唐・鄧・襄・汝等州、治平以前、地多山林、人少耕植、自熙寧中、四方之民輻湊開墾、環數千里、並爲良田、知唐州高賦魯、將所墾地內、每頃立稅止二百、餘州更不曾立稅、多係有田無稅之戶、元豐間、察知其弊、將所墾

新田、立定、五等税額、元祐住罷不行、大觀施行、閩因人戶陳狀、又復住罷、四十餘年、官中失收租賦、以貫石計之、逾數千萬」とある。柳田氏はこのあたりは客戸の比率が高いから、「有田無税之戸」は客戸であろうとしたのであるが、「有田無税之戸」は本来「立定五等」すべき、すなわち主戸として登録さるべき、兩税負擔を行なうべき戸であるのに「無税」は違法行爲だ、というのがこの史料の主旨であって、「客戸比率が高いから」は「有田無税之戸」≠客戸と規定する条件にはならない。氏がこのような「有田無税」の客戸を想定するために引用した他の史料にも、かれらが「客戸」であったとする例は見當らない。だからこの例は、中川氏が方向づけたような、兩税の賦課基準が土著・僑寓の別から税役負擔の有無へと移行したことを示す例ではない。兩税賦課對象はあくまで主戸でなければならぬという一貫した原則が示されているにすぎない。これは制度としての客戸と、實體としての客戸との混同によるものと思われる。

⑬ 「宋代の戸口統計上に所謂客戸について」(『史淵』七九、一九五九)

⑭ 「宋代の主戸・客戸・佃戸」上・下(『東洋學報』四六一・二二、一九六三)

⑮ 「宋代官田の經營類型」(『日本女子大學紀要』一八、一九六八)、
「宋代民田の佃作形態」(『史艸』一〇、一九六九)、
「宋代官田の租種管業」(『東洋史研究』二八一、一九六九)等。

⑯ この周藤氏の見解は仁井田陞氏と同じ立場からくる。筆者は宋代の佃戸の基本性格を仁井田・周藤氏が言うような農奴として一面的な規定はできないと思う。これについては、農奴概念にかんする宮崎市定氏の最新の研究「部曲から佃戸へ(上)」——唐宋間社會變革の一面——(『東洋史研究』二九一四、一九七二)における氏の見解を基本的に支持したい。ただし氏がその注⑧において、唯物史觀論者が云々という下りに引用された河上肇博士の講義録にいう、第一期原始共產制時代、第二期奴隸制時代、第三期農奴制時代、という時代區分にかんしては、すべての「唯物史觀論者」がこのようにわゆる圖式的な發展、展段、階説に固執しているのではないので、氏をふくめて諸氏の誤解をさけるため、次の二篇の「唯物史觀論者」の代表的勞作を掲げておく。芝原拓自「前資本制分析の方法にかんする覺書」(『新しい歴史學のために』五二、一九五九)、河音能平「農奴制についてのおぼえ書き」(『日本史研究』四七・四九、一九六〇)、同氏著「中世封建制成立史論」(一九七二所收)。

⑰ 『越中金石記』卷四、嵯縣學田記に見える佃・佃租・租・租種等の佃作形態は、この角度から再検討しうるのではなからうか。
⑱ 「宋代鄉村制之形成過程」(『東洋史研究』二五三、一九六六)

(一九七二・一〇・三一稿了)